

No	意見詳細									最終方針	
	対象資料					修正前		修正後			
	資料名	対象章	項目①	項目②	項目③	区分	理由			対応	理由
1	住民登録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.1住民票の写し	「生年月日」、「性別」、「続柄」、「筆頭者」欄の1行下に「本籍」欄を表示する。	「生年月日」、「性別」、「続柄」欄の1行下に「本籍」、「筆頭者」欄と修正する。	住民サービスの向上	住民票において「本籍」・「筆頭者」の項目は対の項目であり、「本籍」の表示が必要な場合は必然的に「筆頭者」の表示もすることになる。 そのため、申請者にも見やすくわかりやすいように「本籍」・「筆頭者」は横一列に表示すべきである。	対応なし	当該ご意見については対応なし。 お示した帳票レイアウトについては各項目にかかる行数/行を考慮し、配置しているものになるため、変更なしとする。
2	住民登録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.2住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	「生年月日」、「性別」、「続柄」、「筆頭者」欄の1行下に「本籍」欄を表示する。	「生年月日」、「性別」、「続柄」欄の1行下に「本籍」、「筆頭者」欄と修正する。	住民サービスの向上	住民票等において「本籍」・「筆頭者」の項目は対の項目であり、「本籍」の表示が必要な場合は必然的に「筆頭者」の表示もすることになる。 そのため、申請者にも見やすくわかりやすいように「本籍」・「筆頭者」は横一列に表示すべきである。	対応なし	No.1と同様
3	住民登録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.3住民票の写し(世帯連記式)	「生年月日」、「性別」、「続柄」、「筆頭者」欄の1行下に「本籍」欄を表示する。	「生年月日」、「性別」、「続柄」欄の1行下に「本籍」、「筆頭者」欄と修正する。	住民サービスの向上	住民票等において「本籍」・「筆頭者」の項目は対の項目であり、「本籍」の表示が必要な場合は必然的に「筆頭者」の表示もすることになる。 そのため、申請者にも見やすくわかりやすいように「本籍」・「筆頭者」は横一列に表示すべきである。	対応なし	No.1と同様
4	住民登録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.4住民票の除票の写し	「生年月日」、「性別」、「続柄」、「筆頭者」欄の1行下に「本籍」欄を表示する。	「生年月日」、「性別」、「続柄」欄の1行下に「本籍」、「筆頭者」欄と修正する。	住民サービスの向上	住民票の除票において「本籍」・「筆頭者」の項目は対の項目であり、「本籍」の表示が必要な場合は必然的に「筆頭者」の表示もすることになる。 そのため、申請者にも見やすくわかりやすいように「本籍」・「筆頭者」は横一列に表示すべきである。	対応なし	No.1と同様
5	住民登録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	-	20.3 転出証明書等	20.3.1法第24条の第3項の規定に基づく通知された場合の転入届/転居予約を利用した転居届	「生年月日」、「性別」、「続柄」、「筆頭者」欄の1行下に「本籍」欄を表示する。	「生年月日」、「性別」、「続柄」欄の1行下に「本籍」、「筆頭者」欄と修正する。	業務効率の向上	住民票等において「本籍」・「筆頭者」の項目は対の項目であるため転居・転入届のシステム入力の際、職員の入力誤りがないよう「本籍」・「筆頭者」は横一列に表示すべきである。	対応なし	No.1と同様
6	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	5証明	-	5.3振り仮名・フリガナ	なお、日本人の氏又は名のみの振り仮名を記載する場合並びに氏及び名の振り仮名のいずれも記載しない場合は、以下のように記載すること。  (記載例) (氏の振り仮名のみ記載する場合) 氏名の振り仮名 シュウミン【名空欄】  (名の振り仮名のみ記載する場合) 氏名の振り仮名 タロウ  (氏及び名の振り仮名のいずれも記載しない場合) ***** *****	なお、日本人の氏又は名のみの振り仮名を記載する場合並びに氏及び名の振り仮名のいずれも記載しない場合は、以下のように記載すること。  (記載例) (氏の振り仮名のみ記載する場合) 氏名の振り仮名 シュウミン【名空欄】  (名の振り仮名のみ記載する場合) 氏名の振り仮名【氏空欄】 タロウ  (氏及び名の振り仮名のいずれも記載しない場合) ***** *****	業務効率の向上	戸籍法の施行日を定める政令に経過措置規定を追加して、情報の収集が完了する附則第9条の規定（職権記載）の施行がされるまでの間、振り仮名の事項を公示しないことにはできない。項目として、必須記載項目であるにもかからず、情報の収集をすべて終わっていない状況で公表することは以下の点において、不都合が生じる。 ・同一戸籍・世帯内の公証内容の混迷による市民の混乱の発生。 ・上記市民に対する説明責任の発生と窓口業務の増加。 ・「空欄」情報が、府内連携、住基ネットワークや情報提供ネットワークでも連携される場合、各種届出の情報更新による金融機関情報との不一致による振り込みエラーの発生や既にプリガバを運用している業務に支障が発生。 ・「空欄」情報が交渉されることによる、民間手続きの一時停止（振り仮名情報が全て記載され証明がないと手続きできないと言われた場合）。 ・「空欄」情報が、住基ネットワークや情報提供ネットワーク等、連携システムに連携されない場合、紙の証明データの不一致による混亂。 ・150年保存の当該書類において、長期保存後に、第3号施行日から附則第9条施行日の間に除籍・除票になつて証明にのみ「空欄記載」があり得ることについて、例えば100年後の職員がなぜ空欄なのか、説明するには、その知識を引き継ぐ必要が発生。  例えば、戸籍法の施行日を定める政令で、「経過措置として、戸籍法施行規則第12条第1項の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、同規則第73条の戸籍法第120条第1項の戸籍証明書又は除籍証明書について、令和5年法律第48号の法附則第9条の規定の施行がされるまでの間、戸籍法第13条第2項の事項の記載を省略することができる。」とできる規定において、住基法もそれに準じた規定を行い、データ入力は第3号施行日から開始するが、全国的に一斉に職権消除後に公証開始をすればいいのか。 また、戸籍一住民基本台帳システム間（こちらは相互通知等で連携が必要）以外のシステム連携についても同様に、データがそろった職権消滅後に開始をすらせないか。	対応なし	当該ご意見については対応なし。 戸籍法については法務省の所管となるが、振り仮名法制化に関する住民基本台帳法の改正では、令和5年6月9日の法律公布から2年以内に施行となっており、届出期間中においても公証された日本人氏名の振り仮名を住民票記載事項として記載する必要がある。

No	対象資料					意見詳細				最終方針				
	資料名	対象章	項目①	項目②	項目③	修正前		修正後		区分	修正案、ご意見の理由	対応	理由	
7	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	5証明	-	5.3振り仮名・フリガナ	なお、令和5年改正戸籍法の施行日から起算して1年以内は、日本人の氏又は名のみのそれぞれの振り仮名が届出されることが想定されるため、「日本人氏名の振り仮名公認フラグ」により、日本人住民の氏又は名のみの振り仮名が公認されていることか確認された者における該振り仮名についても住民票の写し等に記載できる必要がある。住民票の写し等において、氏又は名のみが記載される場合は、氏名の振り仮名欄に記載されていない氏又は名の振り仮名については「[氏空欄]」「[名空欄]」と表記することとする。氏及び名ともに記載されていない日本人氏名の振り仮名については、項目名及び項目内容を*表示とする。また、住民票の除票の写し及び住民票除票記載事項証明書においては、改正戸籍法の施行日から1年を経過した後も、氏名の振り仮名が記載される者と記載されない者が混在し続けるため、「日本人氏名の振り仮名公認フラグ」にて公認されていることが確認された者における日本人氏名の振り仮名のみ記載することに留意すること。	なお、令和5年改正戸籍法の施行日から起算して1年以内は、日本人の氏又は名のみのそれぞれの振り仮名が届出されることが想定されるため、「日本人氏名の振り仮名公認フラグ」により、日本人住民の氏又は名のみの振り仮名が公認されていることか確認された者における当該振り仮名についても住民票の写し等に記載できる必要がある。住民票の写し等において、氏又は名のみが記載される場合は、氏名の振り仮名欄に記載されていない氏又は名の振り仮名については「[氏空欄]」「[名空欄]」と表記することとする。氏及び名ともに記載されていない日本人氏名の振り仮名については、項目名及び項目内容を*表示する。また、住民票の除票の写し及び住民票除票記載事項証明書においては、改正戸籍法の施行日から1年を経過した後も、氏名の振り仮名が記載される者と記載されない者が混在し続けるため、「日本人氏名の振り仮名公認フラグ」にて公認されていることが確認された者における日本人氏名の振り仮名のみ記載することに留意すること。	業務効率の向上	同上				対応なし	No.6と同様
8	住民登録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	-	-	20.0.2各項目の記載	ただし、日本人氏名の振り仮名において、氏及び名の振り仮名のいずれも法第7条に基づく記載事項として住民票に記載されていない場合は、項目名及び項目内容を*表示とする。なお、日本人氏名及び日本人氏名の振り仮名について、それぞれの氏又は名の一方に空欄がある場合は、当該空欄部分について「[氏空欄]」又は「[名空欄]」と記載する。	ただし、日本人氏名の振り仮名において、氏及び名の振り仮名のいずれも法第7条に基づく記載事項として住民票に記載されていない場合は、項目名及び項目内容を*表示とする。なお、日本人氏名及び日本人氏名の振り仮名について、それぞれの氏又は名の一方に空欄がある場合は、当該空欄部分について「[氏空欄]」又は「[名空欄]」と記載する。	業務効率の向上	同上		対応なし	No.6と同様		
9	住民登録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	-	-	20.0.3異動履歴の記載	(記載例) 戸籍の届出に基づき日本人氏名の振り仮名を記載した場合 【異動履歴】 令和 7年 6月 7日申出 (令和 7年 6月 7日異動 (職権修正)) 異動項目：氏名の振り仮名 異動前： 異動後：サトウ ハナコ 留意事項：	(記載例) 戸籍の届出に基づき日本人氏名の振り仮名を記載した場合 【異動履歴】 令和 7年 6月 7日申出 (令和 7年 6月 7日異動 (職権修正)) 異動項目：氏名の振り仮名 異動前： 異動後：サトウ ハナコ 留意事項：  (記載例) 法附則第9条の既定の施行 (職権記載) 後の記載追加を選んだ場合 【移動履歴】 令和 7年 6月 7日申し出 (令和8年●月●日異動 (戸籍法施行日を規定する政令第●条による職権修正)) 異動項目：氏名の振り仮名 異動前： 異動後：サトウ ハナコ 留意事項：	業務効率の向上	同上			対応なし	No.6と同様	
10	住民登録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.4住民票の除票の写し	・氏名の振り仮名に関する注釈の「戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、【氏空欄】又は【名空欄】と表示されます。」を「除票となった時点で、戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、【氏空欄】又は【名空欄】と表示されます。」に改める。	氏名の振り仮名に関する注釈の「戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、【氏空欄】又は【名空欄】と表示されます。」を「除票となった時点で、戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、【氏空欄】又は【名空欄】と表示されます。」に改める。	業務効率の向上	同上			対応なし	No.6と同様	
11	住民登録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	住民票の写し	-	-	-	日本人氏名の振り仮名において氏又は名のみ法第7条の記載事項として記載される場合は注新文を記載する。	日本人氏名の振り仮名において氏又は名のみ法第7条の記載事項として記載される場合は注新文を記載する。	業務効率の向上	同上			対応なし	No.6と同様	
12	住民登録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	住民票の写し（世帯連記式）	-	-	-	日本人氏名の振り仮名において氏又は名のみ法第7条の記載事項として記載される場合は注新文を記載する。	日本人氏名の振り仮名において氏又は名のみ法第7条の記載事項として記載される場合は注新文を記載する。	業務効率の向上	同上			対応なし	No.6と同様	
13	住民登録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	住民票の除票の写し	-	-	-	日本人氏名の振り仮名において氏又は名のみ法第7条の記載事項として記載される場合は注新文を記載する。	日本人氏名の振り仮名において氏又は名のみ法第7条の記載事項として記載される場合は注新文を記載する。	業務効率の向上	同上			対応なし	No.6と同様	

No	意見詳細									最終方針	
	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			
	資料名	対象章	項目①	項目②	項目③			区分	理由	対応	理由
14	住民登録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	転出証明書	-	-	-	振り仮名欄を設け、公証された日本人氏名の振り仮名を記載する。 【理由】日本人氏名の振り仮名について、戸籍において氏名の振り仮名が法令上の記載事項とされ、法第7条各号における住民票の記載事項とすることとされたことに伴い、転出証明書についても日本人の公証された振り仮名のみ転出先に連携する必要がある。	振り仮名欄を設け、公証された日本人氏名の振り仮名を記載する。 【理由】日本人氏名の振り仮名について、戸籍において氏名の振り仮名が法令上の記載事項とされ、法第7条各号における住民票の記載事項とすることとされたことに伴い、転出証明書についても日本人の公証された振り仮名のみ転出先に連携する必要がある。	-	-		対応なし No.6と同様
15	住民登録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	職権記載等通知書	-	-	-	日本人氏名の振り仮名において氏又は名のみ法第7条の記載事項として記載される場合は注釈文を記載する。	日本人氏名の振り仮名において氏又は名のみ法第7条の記載事項として記載される場合は注釈文を記載する。	業務効率の向上		対応なし No.6と同様	
16	住民登録システム標準仕様書_諸元表	共通項目	-	-	-	「本人氏名型」の「注意事項」に「・(外国人) 氏名のフリガナは、本人確認実施済みの場合のみ括弧を含めカタカナにより記載すること」との記載がある。	「・(外国人) 氏名のフリガナは、本人確認実施済みの場合のみ括弧を含めカタカナにより記載すること」に修正する。	システム上の理由	軽微な修正 ご指摘のとおり、「(外国人) 氏名のフリガナは、本人確認実施済みの場合のみ括弧を含めカタカナにより記載すること」と明記した方が良いため。		ご指摘のとおり、「(外国人) 氏名のフリガナは、本人確認実施済みの場合のみ括弧を含めカタカナにより記載すること」と修正する。
17	住民登録システム標準仕様書_諸元表	転出証明書	-	-	-	項目番41「振り仮名注釈」の「内容」に「発行番号」の下に左詰で記載 日本人氏名の振り仮名において、…と記載がある。	「最終ページのみ、「発行番号」の下に左詰で記載 日本人氏名の振り仮名において、…」に修正する。	システム上の理由	該当者が記載されたページのみなのか、最終ページのみのかが曖昧であり、「住民票の写し(世帯連記式)」と明記した方が良いため。	軽微な修正 ご指摘のとおり、「発行番号」の下に左詰で記載（転出証明書（QRコード）および転出証明書（通称の履歴）には記載しない）に修正する。	
18	住民登録システム標準仕様書_諸元表	転出証明書	-	-	-	項目番41「振り仮名注釈」	-	システム上の理由	転出証明書に準ずる証明書においても、転出証明書と同じ内容を記載することとなるのか。 (住民票の除票の写しと住民票の写しのように、記載する内容を変更する必要はないか。)	対応なし ご認識のとおり、転出証明書に準ずる証明書においても、転出証明書と同内容を記載する必要がある。	
19	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	4興動	4.2職権	4.2.0.6 CSから受信した戸籍照合通知の取込	【考え方・理由】に「なお、戸籍照合通知（法第19条第2項）を基に日本人氏名の振り仮名を入力処理した場合は、…と記載がある。	-	システム上の理由	現在の既存住基システム改造仕様書（インフェース編）では、本籍照合通知受信通知（8N11）に、項目「氏名ふりがな」が存在しないが、デジタル手続法第10号施行日時点ではI/Fに追加しないのか。	対応なし 当該ご意見については対応なし。 デジタル手続法第10号施行日時点では、御指摘の本籍照合通知等、市町村間通知の電子化が行われる予定であり、振り仮名項目の追加については追って実施される予定。改修時期については、改造仕様書等でお示しく予定である。	
20	住民登録システム標準仕様書_諸元表	住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）	-	-	-	項目番5の「項目名」に「振り仮名（氏名）」と記載がある。	「氏名の振り仮名」に修正する。	システム上の理由	住民票の写し等と表現を統一した方が良いため。	軽微な修正 ご指摘のとおり、項目名を「氏名の振り仮名」に修正する。	
21	住民登録システム標準仕様書_諸元表	職権記載等通知書	-	-	-	項目番26「氏名」の「内容」に「本人氏名型（日本人）の振り仮名、及び本人氏名型（外国人）のフリガナは出力しない」と記載がある。	「本人氏名型（日本人）の振り仮名、及び本人氏名型（外国人）のフリガナは出力しない」を削除する。	システム上の理由	誤記と思われるため。	軽微な修正 ご指摘のとおり、「日本人の場合は【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合は【本人氏名型（外国人）】において記載」に修正する。 本人氏名型（外国人）のフリガナは出力しない	
22	住民登録システム標準仕様書_諸元表	職権記載等通知書	-	-	-	項目番31「世帯主」の「内容」に「日本人の場合は【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合は【本人氏名型（外国人）】、外国人の場合は【本人】と記載がある。	「日本人の場合は【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合は【本人氏名型（外国人）】において記載」に修正する。	システム上の理由	誤記と思われるため。	軽微な修正 ご指摘のとおり、「日本人の場合は【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合は【本人氏名型（外国人）】において記載。本人氏名型（外国人）のフリガナは出力しない」に修正する。	
23	住民登録システム標準仕様書_諸元表	転出証明書	-	-	-	J-LIS既存住基システム改造仕様書に変更があるタイミングで転出証明書の様式変更のタイミング（仕様書の版数）をあわせたほうが良いため。	システム上の理由	J-LIS既存住基システム改造仕様書に変更があるタイミングで転出証明書の様式変更のタイミング（仕様書の版数）をあわせたほうが良いため。	対応なし 当該ご意見については対応なし。 「諸元表_転出証明書」の項目番53において転出証明書に記載する振り仮名について指定をしており、QRコードのふりがな情報をとして項目番54の「QRコード個人」のレイアウトのとおり転出証明書の「氏名のふりがな」欄の内容を記載することになることから、レイアウトや諸元表の記載を修正する必要はないと考える。 なお、転出証明書及び転出証明書情報に記載される振り仮名については、窓口事務円滑の観点から、公証の有無が存在する日本人については公証された振り仮名のみを転出証明書情報に記載し、公証の有無が存在しない外国人住民については、現在の運用を継続し、便宜上振り仮名が振られている場合はこれを転出証明書情報に記載する整理とする。		
24	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	2検索・照会	2.1検索	2.1.3基本検索	「氏名振り仮名等」記載がある。	「氏名振り仮名等・振り仮名公証フラグ」に修正する。	業務精度の向上	「振り仮名公証フラグ」が追加されるにあたり、検索条件として追加する必要があると考えるため。	対応なし 当該ご意見については対応なし。 当該フラグについては経過措置終了後においては用途が希薄になり、またEUC機能により代替可能であると考える。	

No	意見詳細										最終方針	
	対象資料					修正前		修正後		修正案、ご意見の理由		
	資料名	対象章	項目①	項目②	項目③				区分	理由	対応	理由
25	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	10共通	-	10.8CSV形式のデータの取込	【標準オプション機能】の「・」の記載がある。	「・氏名振り仮名」「・振り仮名公証フラグ」を追加する。	業務効率の向上	「氏名振り仮名」及び「振り仮名公証フラグ」については一括登録、出力が必要になることが想定されるため、住民票コード等をキーとした出力・読み込みが可能であることが望ましい。	対応なし	当該ご意見については対応なし。 「氏名の振り仮名」および「氏名の振り仮名公証フラグ」の出力については、EUC機能により代替可能と考える。「氏名の振り仮名」の取込については、法第9条2項通知にて戸籍の附票システムから連携される想定であり、CSVで形式で取り込むことは想定していないため不思議とする。	
26	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	4異動	4.1届出	4.1.1.3特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	転出證明書情報を基に日本人氏名の振り仮名を入力した場合は、公証フラグを自動で設定できること。	業務効率の向上	転出地で振り仮名が公証済みであることから、転入地での公証フラグの入力漏れを防ぎ、更に事務処理の軽減を行うことができるため。	仕様書修正	4.1.1.3【実装必須機能】「転出證明書情報、転入予約情報を取り扱いには、職員の手を介さず自動で複数件を一括で取り込むことができる。転出證明書情報から法第7条に基づく記載事項として記載する日本人氏名の振り仮名を自動で取り込んだ場合は、振り仮名公証フラグを自動的に設定すること。なお、当該機能は一般市区町村においては標準オプション機能とする。」に修正する。		
27			4異動	4.2職権	4.2.0.3戸籍通知・戸籍の表示の引用	戸籍照合通知（法第19条第2項）等を基に日本人氏名の振り仮名を入力処理した場合は、振り仮名公証フラグを自動で設定できること。	業務効率の向上	本籍地で振り仮名が公証済みであることから、住所地での公証フラグの入力漏れを防ぎ、更に事務処理の軽減を行うことができるため。	仕様書修正	4.2.0.6【実装必須機能】において、「CSから戸籍照合通知（法第19条第2項）を受信した場合、職員の手を介さず自動で通知を取り込むことができる。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化粧オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。戸籍照合通知から公証済みの日本人氏名の振り仮名を自動で取り込んだ場合は、振り仮名公証フラグを自動的に設定すること。」に修正する。		
29	住民登録システム標準仕様書_諸元表	住民票の写し			項目番号5氏名桁数20/3	項目番号5氏名桁数20/6	住民サービスの向上	外国人氏名のフリガナが標準オプションとなった場合に記載できなくなり、衍あふれとなるとコンビニ交付が不可となる。また、窓口での交付においても処理の手間が掛かるため。※他の仕様書にも統一が必要	対応なし	当該機能については対応なし。 コンビニ交付においては、証発サーバーでの対応等が可能なことから、住民登録システムにおいては変更なし。		
30	住民登録システム標準仕様書_諸元表	住民票の写し			項目番号4氏名桁数20	項目番号4氏名桁数20/2	住民サービスの向上	20文字で桁落ちし、コンビニ交付等において不具合が発生する恐れがあるため。 ※他の仕様書にも統一が必要	対応なし	No.29と同様		
31	住民登録システム標準仕様書_諸元表	住民票の写し			項目番号1氏名桁数20	項目番号1氏名桁数20/2	住民サービスの向上	20文字で桁落ちし、コンビニ交付等において不具合が発生する恐れがあるため。 ※他の仕様書にも統一が必要	対応なし	No.29と同様		
32	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1住民データ	1.1.1日本人住民データの管理	「日本人氏名」を「日本人住民の氏名」に修正する。 「振り仮名」は、日本人氏名における振り仮名を指す」と記載がある。	業務精度の向上	日本人住民と日本人を書き分けているのか理由が分かりませんでした。意味があって書き分けているのであれば、冒頭で定義いただければ分かりやすいです。住民登録の実務では、日本人住民としているので、横並び確認で他ドキュメント等と比較する時に混乱しそうです。 なお、対象箇所のみでなく日本人のみの記載箇所は他にもあったので、"住民"をつけるのかつけないかを定義して、全般に削えたほうが良いと思われます。	対応なし	当該ご意見については対応なし。 「氏名の振り仮名」が統ぐ文言においては、「日本人氏名」と書き分けている。		
33	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1住民データ	1.1.1日本人住民データの管理	例)「旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナと同様、記載がある。」「外国人氏名」を「外国人住民の氏名」に修正する。	業務精度の向上	外国人住民と外国人を書き分けているのか理由が分かりませんでした。意味があって書き分けているのであれば、冒頭で定義いただければ分かりやすいです。住民基本台帳法の第三十条の四十五では外国人住民としているので、外国人住民に削えたほうが良いかと思われます。	対応なし	当該ご意見については対応なし。 「氏名の振り仮名」が統ぐ文言においては、「外国人氏名」と書き分けている。		
34	住民登録システム標準仕様書_諸元表	住民票コード通知票	-	-	-	FAX番号がない	外部機関への対応	視覚障害者への利便性の向上のため。	対応なし	当該ご意見については対応なし。 FAX番号については、検討会構成員にも確認したところ、記載の需要が高いためではないため、必要に応じて運用や住民登録システムの機能外等で対応いただくことを想定する。		
35	住民登録システム標準仕様書_諸元表	支援措置期間終了通知	-	-	-	FAX番号がない	外部機関への対応	視覚障害者への利便性の向上のため。	対応なし	No.34と同様		
36	住民登録システム標準仕様書_諸元表	世帯主変更通知書	-	-	-	FAX番号がない	外部機関への対応	視覚障害者への利便性の向上のため。	対応なし	No.34と同様		
37	住民登録システム標準仕様書_諸元表	世帯主変更依頼通知書	-	-	-	FAX番号がない	外部機関への対応	視覚障害者への利便性の向上のため。	対応なし	No.34と同様		

No	意見詳細									最終方針	
	対象資料					修正前		修正後		修正案、ご意見の理由	
	資料名	対象章	項目①	項目②	項目③				区分	理由	対応
38	住民記録システム標準仕様書_諸元表	住民異動届受理通知	-	-	-	FAX番号がない	FAX番号を掲載する。	外部機関への対応	視覚障害者への利便性の向上のため。	対応なし	No.34と同様
39	住民記録システム標準仕様書_諸元表	職権記載等通知書	-	-	-	FAX番号がない	FAX番号を掲載する。	外部機関への対応	視覚障害者への利便性の向上のため。	対応なし	No.34と同様
40	住民記録システム標準仕様書_諸元表	成年被後見人異動通知	-	-	-	FAX番号がない	FAX番号を掲載する。	外部機関への対応	視覚障害者への利便性の向上のため。	対応なし	No.34と同様
41	住民記録システム標準仕様書_諸元表	住居表示決定通知書	-	-	-	FAX番号がない	FAX番号を掲載する。	外部機関への対応	視覚障害者への利便性の向上のため。	対応なし	No.34と同様
42	住民記録システム標準仕様書_諸元表	区画整理等に伴う住所変更通知	-	-	-	FAX番号がない	FAX番号を掲載する。	外部機関への対応	視覚障害者への利便性の向上のため。	対応なし	No.34と同様
43	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1住民データ	1.1.18振り仮名・フリガナ	「旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナ及びフリガナ確認フラグ（本人への確認の有無を示すフラグ）を管理すること」と記載がある。	「旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナ及びフリガナ確認フラグ（本人への確認の有無を示すフラグ）を管理すること」の記載を削除する。（フリガナ確認フラグを削除する）	業務効率の向上	【考え方・理由】にも記載のある通り、「旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナについては住民票の記載事項として法に規定されておらず、市区町村がその読み方を規定するという性格のものではない」と整理するならば、「本人への確認の有無を示すフラグ」を管理することで実務上の意義がないように思う。フリガナ確認フラグが立っているか否かで何かの処理に影響する記述も見当たらない。また、そもそも便宜上記載するフリガナを、不正確なものとし正確なものに色分けするに意義が見いだせない。（※要領第2-1-(2)-アの記述においては、振り仮名が法制化される前の制度におけるものであり、法制化にあたり見直されるべき記述であると考える。）  その一方で、フリガナ確認フラグの管理は実務上の負荷が小さくない。実際にフリガナ確認フラグをシステムに入力するには、窓口担当者が確認したかどうかを入力担当者（または審査・決裁担当者）に伝える必要があり、そのためには住民異動届にフリガナ確認状況を記載する欄を設ける必要がある。「書かない窓口」を導入している場合は、その情報を入力するためのシステム改修を行う必要がある。また、住民異動届への記載や「書かない窓口」システムへの入力、その内容の確認の手間が生じる。  特に有用な使い道のないフラグを管理するために窓口運用の負荷を高めるべきではないと考える。	対応なし	当該意見については対応なし。 住民基本台帳事務処理要領第2-1-(2)-アより、「氏名には、できるだけひがなを付することが適切である。その場合には、住民の確認を得る等の方法により、誤りのないように留意しなければならない。」とされているが、当該記載は日本人住民に限定したものではない。 なお、当該機能はこれまでの累次の検討会において議論・整理されたものであるが、当該機能を利用しないことを妨げるものではない。
44	住民記録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	20.3 転出証明書等	20.3.1法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届についても「異動する（した）外国人氏名のフリガナ」を記載する	記載なし。	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届についても「異動する（した）外国人氏名のフリガナ」を記載する。	住民サービスの向上	外国人氏名のフリガナが公証内容でないにしても各自治体は本人に確認した上で入力しており、該当項目が対象に入らないと、外国人住民の窓口届出における記入負担が軽減されないため、できるだけ書かない窓口にするため要望する。	仕様書修正	転出証明書及び転出証明書情報に記載される振り仮名については、窓口業務円滑の観点から、公証の有無が存在する日本人においては公証された振り仮名のみを転出証明書情報に記載し、公証の有無が存在しない外国人住民については、現在の運用を継続し、便宜上振り仮名が振られている場合はこれを転出証明書情報に記載する整理に修正する。	
45	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	5証明	-	5.3振り仮名・フリガナ	外国人のフリガナは、標準オプション機能とされている。	転出証明書、転出証明書に準する証明書については、実装必須機能に修正する。	業務効率の向上	外国人のフリガナについて、住基ネット上もデータを保持している。フリガナが入ることで、転入届出時の聞き取り誤りの解消及び同一人判定の検索の精度向上が見込まれる。	対応なし	当該機能については対応なし。 外国人氏名のフリガナについては、住民票の記載事項として法に規定されておらず、市区町村がその読み方を認定するという性格のものではないが、市区町村によれば、住民サービスの観点等により、住民の求めに応じて住民票の写しのフリガナを付記することとしている例があることを踏まえ、標準仕様書上、「実装必須機能に加えるべきではないものの、当該市町村の責任において引き続きサービスを提供することを妨げることはないこととし、【標準オプション機能】として整理したものである。
46	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1住民データ	1.1.18振り仮名・フリガナ	個人番号カードの券面にローマ字で振り仮名を記載することとなつたが、ローマ字への変換方式が示されていない。番号法の関連法令で規定されるのかも知れないが、変換方式が示されないと、個人番号カード保有者への説明に窮る。		住民サービスの向上	個人番号カードの券面にローマ字で振り仮名を記載することとなつたが、ローマ字への変換方式が示されていない。番号法の関連法令で規定されるのかも知れないが、変換方式が示されないと、個人番号カード保有者への説明に窮る。	対応なし	当該機能については対応なし。 ローマ字への変換については、住民記録システムで行うものではないため、住民記録システム標準仕様書では記載しない。

No	意見詳細									最終方針	
	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			
	資料名	対象章	項目①	項目②	項目③			区分	理由	対応	理由
47	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目	-	エラー番号 2	紙の転出証明書をもとに転入者の異動入力をすると、氏または名のみ公証されている場合には、「[氏空欄]」、「[名空欄]」の標記があるケース）、片方の振り仮名しか判明していないが、エラー判定については、日本人氏名の振り仮名公証フラグで氏名両方の振り仮名が存在する時に判定する想定か。		-		対応なし	当該機能については対応なし。 「日本人氏名の振り仮名の氏と名の間に空白がない場合」のエラーについては、基本的には氏名が入力されていることを前提としたエラーであるが、氏又は名の振り仮名のみが入力されている場合は、画面要件等により判断することが可能であると考える。
49	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	4異動	4.2職権	4.2.0.8 CSから受信した住民票記載事項通知(法第9条第2項)を受信した場合、職員の手を介すことなく自動で通知を取り込むことができる。 記載がある。	「CSから住民票記載事項通知(法第9条第2項)を受信した場合、職員の手を介すことなく自動で通知を取り込むことができる。」と記載がある。	業務効率の向上	【考え方・理由】の「1件ずつ手入力で修正することは職員の負荷が大きく事務として煩雑になるため、標準オプション機能として記載。」の記載趣旨を鑑みれば、振り仮名公証フラグの自動設定についても機能要件として明記しなければ、結果的に職員が1件ずつ確認をすることとなり、事務効率が煩雑になるため。	仕様書修正	4.2.0.8【標準オプション機能】において、「CSから住民票記載事項通知(法第9条第2項)を受信した場合、職員の手を介すことなく自動で通知を取り込むことができる」との際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。 住民票記載事項通知から法第7条に基づく記載事項として記載する日本人氏名の振り仮名を自動で取り込んだ場合は、振り仮名公証フラグを自動的に設定できること。」に修正する。	
50	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目			日本人氏名の振り仮名公証フラグにチェックを入れずに、日本人の振り仮名を修正しようとする場合、「日本人氏名の振り仮名公証フラグにチェックが入っていません。よろしいですか?」という内容のアラートを表示すべきではないか。	法令への対応	日本人氏名の振り仮名公証フラグのチェック漏れを防ぐため。	対応なし	当該機能については対応なし。 経過期間中の時限的な機能であり、仕様書11.1【実装必須機能】において「論理的には成立するが特に注意をようする入力等（少なくともアラート項目一覧）に記載のもの）は、アラートとして注意喚起すること。」と規定しており、日本人氏名の振り仮名公証フラグのチェック漏れを防ぐアラート機能の追加を妨げているのではないか。自治体の判断によりアラートや画面要件により、適切に日本人氏名の振り仮名公証の有無を判別できるよう留意する必要がある。	
51	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1住民データ	1.1.18振り仮名・フリガナ	日本人氏名の振り仮名については拗音及び促音が区別できること。	業務効率の向上	本件追加が振り仮名に拗音・促音を区別して登録できるようにするという趣旨であれば、旧氏・外国人氏名・通称のフリガナも同じ仕様とする方が事務効率の向上に寄与する。特に旧氏のフリガナは氏名の振り仮名と記載されていたものであります。将来住民票の記載事項とする法改正が検討されているともされているため、同一の仕様であることが望ましいため。	対応なし	当該機能においては対応なし。 外国人氏名及び通称のフリガナについては、住民登録の整理のために便利的に記載されているものであり、振り仮名法則化に伴って取扱いが変わるものではなく、これまでの整理おり拗音及び促音区別できる必要はないと考える。 なお、旧氏のフリガナに関しては、現在住民票の記載事項としていることについて、検討を進めており、併せて検討を行う。	
52	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	2検索・照会・操作	2.1検索	2.1.3基本検索	(略)氏名振り仮名等(略)	(略)氏名の振り仮名等(略)	-	表記の誤りと思われるため。	軽微な修正	ご指摘のとおり、標準仕様書上の誤記のため、「氏名の振り仮名等」に修正する。
54	住民登録システム標準仕様書_諸元表	通知の場合の転入届・転居予約の転居届	-	-	-	同資料項番54の転出証明書（QRコード）(略) 旧氏かな(略)	(略) 旧氏のフリガナ (略)	-	標準仕様書（案）では「フリガナ」となっているため。	対応なし	当該機能については対応なし。 転出証明書におけるQRコードのデータ項目レイアウトについては、転出証明書情報のデータ項目と併せているため、修正しない。
55	住民登録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）	-	-	-	ジュウミン サブロウ 令和元年5月1日 住民 三郎	ジュウミン サブロウ 令和元年5月1日 住民 三郎 【空欄】サブロウ 令和元年5月1日 住民 三郎	業務精度の向上	氏名のうちいずれかが公証の振り仮名ではない場合、どのように記載されるのか把握する必要があるため。	軽微な修正	ご指摘のとおり、帳票一覧・レイアウト「0010005_住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）の考え方」を修正し、日本人の氏又は名の振り仮名が公証されていない場合の例を記載する。
56	住民登録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	-	-	20.0.3異動履歴の記載	戸籍の届出に基づき日本人氏名の振り仮名を記載した場合の記載例の異動前情報が空欄となっている。	「[空欄]」と記載する。	業務精度の向上	『20.0.2 各項目の記載』の【考え方・理由】に記載の改ざん防止という趣旨を踏まえると、異動前情報は「[空欄]」と記載することが望ましいと考えるため。	仕様書修正	ご指摘のとおり、仕様書20.0.3の記載例において「異動前：[空欄]」に修正します。
57	住民登録システム標準仕様書_諸元表	住民票の写し				5 氏名の桁数／行が「20/3」	「20/3」を「20/5」に修正する。	システム上の理由	振り仮名が法制化に伴い外国人のフリガナが普及した場合、外国人の日本人氏名型が「英字氏名+△+漢字氏名（一部に仮名を使用するものを含む。）+△（フリガナ氏名）」とされるため、60文字に収まらないケースの頻出が想定される。	対応なし	当該項目については対応なし。 外国人英字氏名において、文字溢れが生じる場合は、必要に応じて半角にすることも可能となっており、レイアウトを変更する影響を考慮し、変更なしとする。

No	意見詳細									最終方針	
	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			
	資料名	対象章	項目①	項目②	項目③			区分	理由	対応	理由
58	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1住民データ	1.1.16支援措置対象者管理	「支援措置対象者の氏名及び宛名番号並びに合わせて支援を求める者の氏名及び宛名番号、支援を求める事務及び住所当並びに支援措置の機関以外の項目について、住民登録システム以外のシステムでデータベース構築も可能ですが、その場合でも住民票の支援措置対象者である旨の表示から画面遷移する機能を必須としている。」と記載がある。	「支援措置対象者の氏名及び宛名番号並びに合わせて支援を求める者の氏名及び宛名番号、支援を求める事務及び住所当並びに支援措置の機関以外の項目については、住民登録システム以外のシステムでデータベース構築も可能とする。」に修正する。	業務精度の向上	当市では住民登録システムとは別の窓口支援システムを利用し、書かない窓口対応を行っており、同システムで支援措置の情報を管理し、住民システム入力時だけでなく、その前段の届出等の受付時にも支援措置であることを確認している。住民票の支援措置対象者である旨の表示から画面遷移する機能を必須としている。届出等の受付段階での支援措置の確認が十分となり、住所の漏れいか発生する可能性があるため、画面遷移は必須としていただきたい。	対応なし	当該機能については対応なし。 住民登録システム以外のデータベースに支援措置に関する情報を保持する場合においては、仕様書に規定のとおり画面遷移が必要となる。
59	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目	-	アラート番号7	「外国人住民の国外転入等において、転入前住所が入力されていない場合」と記載がある。	アラートではなく、エラーに修正する。	法令への対応	外国人住民が法第30条の46または第30条の47に基づく届出をした場合、前住所は空欄であるため、国外転入等で前住所を入力する場面が想定できないため。	対応なし	当該機能については今回の改定では対応なし。 ご指摘を踏まえ、移行支援期間後の改定として、今後修正を検討する。
60	住民登録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.2住民票記載事項証明書・住民票除葉記載事項証明書	実装不可能機能として「記載しない項目について、ある項目を記載しないことを選択した場合、他の項目も連動して記載しないこと」と記載がある。	標準オプション機能として、「記載しない項目について、ある項目を記載しないことを選択した場合、他の項目も連動して記載しないこと」とすること。」と記載する。	法令への対応	連動して記載する必要のないもの例示として、本籍・筆頭者が記載されているが、本籍・筆頭者は住基法第7条において戸籍の表示とともに表現されていることから、一体のものと考えられる。以上から連動して記載すべき項目もあると考えられるため。	対応なし	当該機能については対応なし。 本籍および筆頭者の項目について、片方のみを記載しないことは制度上否定されることではなく、片方のみを記載せんといふニーズも見られることから実装不可機能としている。
61	住民登録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	転出証明書に準ずる証明書	-	-		通称の記載および削除に関する事項について、「履歴がある場合は2枚目にこの様式で記載。(履歴がない場合はこの様式は不要)」と記載がある。	左記の文章を削除。	住民サービスの向上	現在通称を記載していない外国人住民について、履歴がない場合に2枚目の様式を不要とすると、履歴がないため2枚目がないのか、通称の履歴を省略した住民票を交付したため2枚目がないか判別できないため。	対応なし	当該機能については対応なし。 日本人住民や通称の記載及び削除のない外国人住民において、不要な帳票を交付することになるため変更なし。
62	住民登録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	-	-	20.0.1様式・帳票全般	記載無し。	「文字同定に伴う氏名等の文字変更通知」を追加する。	住民サービスの向上	氏名等の文字については生活に密接に関わるものであり、通知等がないまま文字が書き換わることで様々な手続き等に支障が生じる恐れがあるため。また、文字の同定先によってはマイナンバーカードの署名電子証明書等の再発行が必要となる事例が想定されるため。	対応なし	当該機能については対応なし。 文字の同定に伴う広報については、現在デジタル庁で検討を行っている。
63	住民登録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	-	-	20.0.1様式・帳票全般	記載無し。	「教育異動通知」を追加する。	住民サービスの向上	学齢の住民が転入等をした際に転学等の手続きを漏れなく行うため。	対応なし	当該機能については対応なし。 当該帳票については住民登録システムの範疇外である。なお、字鈴簿システムへ情報を持続し、画面遷移等で連続して（一連の流れで）当該通知を出すことは画面要件等で許容される。
64	住民登録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	-	-	20.0.1様式・帳票全般	記載無し。	「指定区別人口調」を追加する。	議会報告などの対応	当市では毎月の人口の推移等を「○○市の人口」として報告しており、各所の議会資料等としても活用されている。また前月の人口推移および月初めの人口という資料の性質上、早期の報告が求められており、これらを迅速かつ正確に作成するために必要である。	対応なし	当該機能については対応なし。 EUC機能にて抽出可能と考える。
65						適合基準日 令和8年4月1日	適合基準日 令和8年6月9日	法令への対応	氏名の振り仮名法化においては、施行期日が令和5年6月9日から3年以内にあるため、システムの適合基準日も合わせて令和8年6月9日とすべき。 加えて、住民登録システム標準仕様書【第4.1版】の改正概要において、改正内容に係る適合基準日は令和8年4月1日と示されている。今回の改正内容に係る適合基準日を同日にするのであれば、期までの猶予を鑑みると適合基準日を伸ばす、または前回改版時に今回の改正内容も示されるべきである。	対応なし	振り仮名法化に関する住民基本台帳法の改正では、令和5年6月9日の法律公布から2年以内に施行となっており（第3号施行日）。令和7年5月頃の施行を予定されているため、適合基準日は令和8年4月1日とする。なお、適合基準日前においても第3号施行日後は振り仮名法化に対応する必要がある。
66	住民登録システム標準仕様書_諸元表	通知の場合の転入届・転居予約の転居届	-	-	-	項目名「異動する（した）人の氏名（フリガナ）」と記載がある。	当該項目名を「異動する（した）人の氏名（振り仮名）」に修正する。	業務精度の向上	他項目においては「振り仮名」と表記されているが、当該項目は日本人住民でも使用するにむかわざ「フリガナ」と表記されており、特段の理由がなければ業務精度向上の観点、統一性の観点から修正することが望ましいと考えるため。	対応なし	当該機能については対応なし。 当該機能から修正されることが望ましいと考えるため。
67	住民登録システム標準仕様書_諸元表	住民票の写し	-	-	-	氏名の振り仮名 型・桁 振り仮名型・20	氏名の振り仮名 型・桁 全角・100	システム上の理由	住民基本台帳_基本データリスト【第2.0版】では氏名_フリガナ（住民票の個人の氏名（フリガナ））が全角100桁で定義されているが、諸元表【第5.0版】_住民票の写し_1.項目記載内容の氏名の振り仮名は振り仮名型20桁で定義されており、全角21桁以上の氏名振り仮名を持つ住民のデータが衍わるため。	対応なし	当該機能については対応なし。 基本データリストID00100025：氏名_フリガナについては外国人氏名のフリガナを考慮し、全角100桁で定義されている一方、当該振り仮名欄については日本人氏名の振り仮名を記載する項目であり、20桁を超過することは希であるため20桁としている。なお、20桁を超過する場合においては文字溢れ対応とする。
68	住民登録システム標準仕様書_諸元表	住民票の写し（世帯連記式）	-	-	-	氏名の振り仮名 型・桁 振り仮名型・20	氏名の振り仮名 型・桁 全角・100	システム上の理由	住民基本台帳_基本データリスト【第2.0版】では氏名_フリガナ（住民票の個人の氏名（フリガナ））が全角100桁で定義されているが、諸元表【第5.0版】_住民票の写し_1.項目記載内容の氏名の振り仮名は振り仮名型20桁で定義されており、全角21桁以上の氏名振り仮名を持つ住民のデータが衍わるため。	対応なし	No.67と同様

No	意見詳細										最終方針		
	対象資料					修正前		修正後		区分	修正案、ご意見の理由		
	資料名	対象章	項目①	項目②	項目③						理由	対応	
69	住民登録システム標準仕様書_諸元表	住民票の除票の写し	-	-	-	氏名の振り仮名 型・桁 振り仮名型・20		氏名の振り仮名 型・桁 全角・100		システム上の理由	住民基本台帳_基本データリスト【第2.0版】では氏名_フリガナ（住民票の個人の氏名（フリガナ））が全角100桁で定義されているが、諸元表（第5.0版）_住民票の除票の写し 1.項目記載内容の氏名の振り仮名は振り仮名型20桁で定義されており、全角21桁以上の氏名振り仮名を持つ住民のデータが衍あふれるため。	対応なし	No.67と同様
70	住民登録システム標準仕様書_諸元表	住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）	-	-	-	振り仮名（氏名） 型・桁 振り仮名型・20		振り仮名（氏名） 型・桁 全角・100		システム上の理由	住民基本台帳_基本データリスト【第2.0版】では氏名_フリガナ（住民票の個人の氏名（フリガナ））が全角100桁で定義されているが、諸元表（第5.0版）_住民基本台帳の一部の写し（閲覧用） 1.項目記載内容の氏名の振り仮名は振り仮名型20桁で定義されており、全角21桁以上の氏名振り仮名を持つ住民のデータが衍あふれるため。	対応なし	No.67と同様
71	住民登録システム標準仕様書_諸元表	通知の場合の転入届・転居予約の転居届	-	-	-	異動する（した）人の氏名（フリガナ） 型・桁 全角・40		異動する（した）人の氏名（フリガナ） 型・桁 全角・100		システム上の理由	住民基本台帳_基本データリスト【第2.0版】では氏名_フリガナ（住民票の個人の氏名（フリガナ））が全角100桁で定義されているが、諸元表（第5.0版）_通知の場合の転入届・転居予約の転居届 1.項目記載内容の異動する（した）人の氏名（フリガナ）は振り仮名型20桁で定義されており、全角21桁以上の氏名振り仮名を持つ住民のデータが衍あふれるため。	対応なし	当該機能については対応なし。 帳票レイアウトのバランスを考慮し桁数を決定する必要があるため、当該項目において40桁を超える場合は文字溢れ対応をしていただくことを想定している。
72	住民登録システム標準仕様書_諸元表	転出証明書	-	-	-	氏名の振り仮名 型・桁 振り仮名型・23		氏名の振り仮名 型・桁 全角・100		システム上の理由	住民基本台帳_基本データリスト【第2.0版】では氏名_フリガナ（住民票の個人の氏名（フリガナ））が全角100桁で定義されているが、諸元表（第5.0版）_転出証明書 1.項目記載内容の異動する（した）人の氏名（フリガナ）は振り仮名型23桁で定義されており、全角24桁以上の氏名振り仮名を持つ住民のデータが衍あふれるため。	対応なし	No.67と同様
73	住民登録システム標準仕様書_諸元表	職権記載等通知書	-	-	-	振り仮名（氏名） 型・桁 振り仮名型・20		振り仮名（氏名） 型・桁 全角・100		システム上の理由	住民基本台帳_基本データリスト【第2.0版】では氏名_フリガナ（住民票の個人の氏名（フリガナ））が全角100桁で定義されているが、諸元表（第5.0版）_職権記載等通知書 1.項目記載内容の氏名の振り仮名は振り仮名型20桁で定義されており、全角21桁以上の氏名振り仮名を持つ住民のデータが衍あふれるため。	対応なし	No.67と同様
74	住民登録システム標準仕様書_諸元表									システム上の理由	全体的に帳票に出来てる桁数と、システム上のデータの桁数が一致していないため、桁あふれ等システムエラーが発生する定義書になってしまっています。データ定義の最大桁数を受け入れられる桁数として諸元表を定義しているか等の見直しをお願いいたします。	対応なし	当該機能については対応なし。 帳票レイアウトのバランスを考慮し桁数を決定する必要があるため、データ定義どおりに桁数の設定ができるない項目があり、文字溢れ対応としている。
75	住民登録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト									システム上の理由	諸元表で定義された桁数と、システム上のデータ桁数が一致していないため、帳票レイアウト上でも最大桁数の表示が可能か見直しをお願いいたします。	対応なし	No.74と同様
76	住民登録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	住民票の写し	-	-	-	桁あふれに対する記載が氏名欄のみ		氏名の振り仮名に対しても桁あふれに対する記載を行う		システム上の理由	氏名に桁あふれる危険性がある場合、同様に氏名振り仮名も桁あふれる可能性があることから、同等の記載をお願いいたします。	対応なし	当該機能については対応なし。 諸元表_住民票の項目4：氏名の振り仮名において、文字溢れ対応を行ことしている。
77	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1住民データ	1.1.18振り仮名・フリガナ	旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナ及びフリガナ確認フラグ（本人への確認の有無を示すフラグ）を管理すること。		旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナ及びフリガナ確認フラグ（本人への確認の有無を示すフラグ）を管理しないこと。		業務効率の向上	1. 住民票等の証明書に記載される公証事項ではなく、住民基本台帳システムで管理するだけの事項であれば、必要性が全ない 2. 「フリガナ確認フラグ」入力の手間が増えるだけである 3. 本人への確認とは、何を以て確認したとするのかが曖昧である 4. 法では振り仮名について規定してあっても、フリガナについては規定していないので、施行日以降はフリガナ確認を行ふようにすることはできないと考える 5. 住民票の写しにフリガナを記載するかどうかが標準オプションになっており自治体ごとに対応が異なると、市民からのクレームになり得る	対応なし	No.43と同様
78	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	10 共通	-	10.8CSV形式のデータの取込	個人番号カード券面事項（4情報等（住所・氏名・日本人民姓の振り仮名・旧氏・通称・生年月日・性別）及び個人番号）		個人番号カード券面事項（4情報等（住所・氏名・日本人民姓の振り仮名・日本人民姓のローマ字・旧氏・通称・生年月日・性別）及び個人番号）		システム上の理由	1 ローマ字をマイナンバーカードに記載するには、氏名の振り仮名だけではなく、氏名のローマ字のCSVデータが必要ではない。 2 振り仮名からローマ字に変換する仕様がどこにも記載されていない。	対応なし	No.46と同様
79	住民登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1住民データ	1.1.18振り仮名・フリガナ	【実装必須機能】※現在記載なし		【実装必須機能】※データ連携の際の更新動作について定義する		業務効率の向上	標準仕様書52ページ「考え方・理由」に一部連携について触れられていますが、収集した振り仮名情報を戸籍システムに反映した場合、住民登録システム側で連携して更新する仕組みが搭載されるよう読みますが、その通りでしょうか。	対応なし	戸籍にて公証された氏又は名の振り仮名については、本籍地市区町村と住所地市区町村が異なる場合は法第9条2項通知（住民票記載事項通知）により住基ネットを介して住民登録システムに連携され、本籍地市区町村と住所地市区町村が同一の場合は、当該市区町村のCSを介して連携され、更新することを想定しております。連携については、本仕様書の改定を踏まえて連携要件により規定するごとなる。

No	意見詳細										最終方針	
	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由				
	資料名	対象章	項目①	項目②	項目③			区分	理由	対応	理由	
80	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1住民データ	1.1.18振り仮名・フリガナ	【実装必須機能】 ※現在記載なし	【実装必須機能】 ※データ連携の際の更新動作について定義する。連携による更新を行う場合の条件を明示する。	業務精度の向上	更新する仕組みが搭載される場合、どのような条件で更新されるのでしょうか。	対応なし	公証済の氏又は名の振り仮名が、法第9条2項通知により住民記録システムに連携された場合、便宜上住民記録システムで保持している氏又は名の振り仮名を上書きし公証フラグを設定する想定をしている。	
81	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1住民データ	1.1.18振り仮名・フリガナ	【実装必須機能】 ※現在記載なし	【実装必須機能】 ※データ連携の際の更新動作について定義する。連携による更新を行う場合の条件を明示する。 戸籍と漢字氏名が異なる場合の更新処理を明示する。	業務精度の向上	また、婚姻などで氏が変更される場合、戸籍システムと住民記録システムで更新される時期にずれが生じるものと認識していますが、それが生じているタイミングで振り仮名の届出処理の入力や、期間経過による職権に基づく公証処理がなされた場合、どのような処理になるのでしょうか。	対応なし	戸籍と住民記録の振り仮名の連携については、住基ネットを通じた連携を想定し、今後、連携要件において規定することになる。運用面については、今後法務省と協議を行い、整理する。	
82	住民記録システム標準仕様書					質問のため、理由欄を参照ください。	質問のため、理由欄を参照ください。	外部機関への対応	修正案ではないですが、セットアップ時に振り仮名を含む大量の情報を送付する際に国保連等の連携先について、どのようにデータを送付するかご連絡・調整をお願いします。 当市において、標準化対応時に約10万件世帯の住所の方書き情報の修正を送付する際に1日あたりのデータ送信数を世帯数1万件程度にして欲しいとの要望があったため ※事前調整をしていれば1万件以上のデータ送信可能	対応なし	当該情報の連携については、所管省庁にご意見を連携する。	
83	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	5証明	-	5.3振り仮名・フリガナ	【標準オプション機能】の（記載例）について。外国人の氏名とフリガナの記載例として、項目名が「氏名（フリガナ）」と修正する。また、通称とフリガナの記載例として、項目名が「通称」とある。また、通称とフリガナの記載例として、項目名が「通称」とある。	外国人の氏名とフリガナの記載例として、項目名が「氏名（フリガナ）」と修正する。また、通称とフリガナの記載例として、項目名を「通称（フリガナ）」と修正する。	業務精度の向上	日本人の振り仮名については、項目名が「氏名の振り仮名」とされているのに対し、外国人の氏名・通称名のフリガナについては項目名がない。() 内にフリガナを記載しても、項目名が「氏名のみのままで、() 内も含めて「氏名であるとの誤解を招く恐れがある。また、通称名がカタカナの場合、同じ表記が繰り返されるため、よりわかりにくい表記となる恐れがある。	対応なし	当該機能については対応なし。 外国人氏名及び通称のフリガナについては、住民記録の整理のために便宜的に記載されているものであることから、項目名の変更是行わない。	
84	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	5証明	-	5.3振り仮名・フリガナ	外国人氏名のフリガナを住民票に記載する場合の文字数について記載がない	「当該フリガナが住民票の様式に収まりきらない場合は住民票の様式や文字サイズを変更できることによって、フリガナ全体を収めることができるようにすること」といった文言を加える。	システム上の理由	外国人氏名のフリガナは、60文字以上に及ぶ場合がある。その点を踏まえてこのような記載をするべきである。	対応なし	No.57と同様	
85	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1住民データ	1.1.18振り仮名・フリガナ	外国人氏名のフリガナに関する規定が記載されていない。	「外国人氏名のフリガナは、原則として英字／漢字氏名のブロック数に合わせて登録する」または「外国人氏名のフリガナのブロック数は、本人の申出による」等の文言を加える。	住民サービスの向上	現在、外国人氏名のフリガナのブロック数については厳格な規定がない。英字氏名に合わせるのか、漢字氏名に合わせるのかが自治体の判断に委ねられている。(英字・漢字氏名でブロック数が異なる場合がある)しかし、住民票に記載できるようになります以上は、全国的に統一した見解が必要である。自治体によって、本人のフリガナ表記が異なったものになる恐れがあるからである。	対応なし	当該機能においては対応なし。 外国人氏名のフリガナについて、公証事項としての住民票記載項目ではなく、住民記録の整理のために便宜的に記載されているものであることから自治体判断となる。	
86	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1住民データ	1.1.18振り仮名・フリガナ		「振り仮名公証フラグ」は1項目とする。	業務効率の向上	振り仮名が確認できるケースは、氏のみ、名のみ、氏名両方の3パターン考えられるが、システムで管理する「振り仮名公証フラグ」は1項目であることを明記する。	対応なし	当該機能においては対応なし。 氏又は名の振り仮名それぞれの公証状況を判断できる必要はあるが、フラグの設定の仕方については各ヘッダの開発上の判断となる。なお、今後基本データリストについても振り仮名を削除して改訂が行われる予定であるが、データの出入力については振り仮名公証フラグについても基本データリストに従い行う必要がある。	
87	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件					戸籍届出によりシステムで登録した「振り仮名」及び「振り仮名公証フラグ」は、バッチ処理で住民記録システムに連携する。	業務効率の向上	標準仕様書の記載が見当たらないので記載。	対応なし	戸籍と住民記録の振り仮名の連携については、住基ネットを通じた連携を想定し、今後、既存基盤改造仕様書等において規定することになり、現在地方公共団体情報システム機構や法務省とともに検討をおこなっている。	
88	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件					戸籍システムから住民記録システムに連携された振り仮名のCSへの連携にあたり、表記を統一する。	業務精度の向上	例として、戸籍・住民記録システムの振り仮名は「ア」、CSでは「ぱ」のため、表記の統一が必要。	対応なし	市町村間の通知や本人確認情報登録の際の振り仮名の連携仕様の詳細（カタカナ、ひらがな等）については、現在検討を行っているところであり、その内容については改造仕様書等で周知する予定。	
89	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	10共通	-	10.8CSV形式のデータの取込	「EUC機能を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができる」と	※住民記録と密接に関係する、各都道府県が行う人口推計等について影響があるのか確認したい。	都道府県報告への対応	各都道府県統計部局では、毎月の人口等を推計するため、市町村より住民記録システムの人口異動に関する個別データまたは集計結果を提供もらっている。これらのデータは「6.1統計」にある「統計機能」に含まれるのか、あるいはEUC機能として抽出できるのかなど、多くの都道府県統計部局で疑義が生じていることから、総務省統計局を通じて各都道府県統計部局に情報を提供していただきたい。	対応なし	6.1_統計については、総務省通知（平成26年12月25日付）に従っており、「6.1統計」における「統計機能」となり、毎月の人口等を推計する機能に対応していないが、EUC機能においてデータ要件・連携要件標準仕様書の基本データリストの項目に従いデータの抽出・分析・加工・出力ができるため、対応可能と考える。	

No	意見詳細										最終方針	
	対象資料					修正前		修正後		修正案、ご意見の理由		
	資料名	対象章	項目①	項目②	項目③	区分	理由			対応	理由	
90	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	10共通	-	10.8CSV形式のデータの取込	「EUC機能を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。」	※住民記録と密接に関係する、各都道府県が行う人口推計等について影響があるのか確認したい。	都道府県報告への対応	本県では未実施だが、多くの都道府県統計部局では市町村より住民記録システムの人口異動に関する個別データを用いて、「1歳区分又は5歳区分」の年齢別人口を毎年推計している（都道府県から市町村に事務交付金を交付して対応を依頼しているケースもある）。	年齢5歳階級別人口（毎年1月1日現在）統計について（総務省通知（平成26年12月25日付け総行住第136号）に基づく調査の該当となり、6.1.統計において対応可能となり、年齢1歳階級別人口統計については、6.1.統計における機能の対象ではありませんがEUC機能においてデータ要件・連携要件標準仕様書の基本データリストの項目に従いデータの抽出・分析・加工・出力が可能と考える。	対応なし	年齢5歳階級別人口（毎年1月1日現在）統計について（総務省通知（平成26年12月25日付け総行住第136号）に基づく調査の該当となり、6.1.統計において対応可能となり、年齢1歳階級別人口統計については、6.1.統計における機能の対象ではありませんがEUC機能においてデータ要件・連携要件標準仕様書の基本データリストの項目に従いデータの抽出・分析・加工・出力が可能と考える。
91	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1住民データ	1.1.1日本人住民データの管理		4.0.1異動者の【考え方・理由】に転出証明書に振り仮名やフリガナが記載されている場合は、考証や確認が行われるものとして、振り仮名公証フラグやフリガナ確認フラグをON（=1）と入力することが必要であることを追記する。	業務精度の向上	制度的な内容となりますが、4.0.1異動者に「異動処理において、当該異動処理の対象者が、異動者は住民ではない異動処理（例：転入、出生等）については、異動者の情報を入力できること。」と記載されていますが、転入処理時の振り仮名公証フラグやフリガナ確認フラグの入力について、「考え方・理由」に記載してください。転出証明書に振り仮名やフリガナが記載されている場合、振り仮名やフリガナは確認されているものとして、振り仮名交渉フラグやフリガナ確認フラグはONにして管理することになると考えています。 転入時の振り仮名公証フラグやフリガナ確認フラグの引継ぎに係る業務運用を明確にしてください。	仕様書修正	ご指摘を踏まえて、4.1.1.1転入者情報入力の考え方・理由に追記する。	
92	住民記録システム標準仕様書_諸元表	転出証明書					転出証明書の通称名履歴についても、フリガナ欄を設ける。	業務効率の向上	通称名履歴にはフリガナの欄がありませんが、転入先市町村で改めて聞き取りを行い、フリガナ確認フラグをONにする必要があるのでしょうか。転出前の市町村で確認している場合は、履歴のフリガナについても必要と考えます。市民としても何度も同じことを聞かれてトラブルの原因となることも考えられます。	対応なし	当該機能については対応なし。 振り仮名法制化に伴い、住民票記載事項となるのは日本人民氏名の振り仮名であり、通称については記載事項とはならないためフリガナ欄は設けない。ただし、仕様書_5.3【標準オプション機能】により、外国人氏名、通称、旧氏欄において（）にフリガナを印字することは可能となっている。なお、現在、「旧氏のフリガナ」については、住民票の記載事項とすることの検討を進めている。	
93	住民記録システム標準仕様書_諸元表	住民票コード通知票					文書番号の具体的な記載内容「例：9（年度を示す桁の数字）+3桁程度の発行した部門が特定できる固定文字列+999995桁～8桁程度の通し番号」を追記する。	システム上の理由	住民票の写し等の緒元素の発行番号には、「例：「20200502 ●●市 本庁 1 フレンタ001 011 1/2」と記載されて、標準仕様書の機能としてもその内容が示されていますが、「住民票コード通知票等の諸元表の文書番号には、記載例等が示されており、最上段右寄せで設定した文書番号を記載※文書番号を設定していない場合は記載なし」と具体的な記載内容が示されています。 事業者によっては、「※文書番号を設定していない場合は記載なし」を記載内容が標準仕様書に設定されていないので、記載する必要が無と想えています。	対応なし	当該機能については対応なし。 住民票コード通知票における文書番号は決裁において取得する文書番号を想定しており、その形式については各自治体によるものとなる。	
94	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1住民データ	1.1.18振り仮名・フリガナ	なお、日本人氏名の振り仮名フリガナ、旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナについて は、カタカナで管理することとし、CSへの送信の際は住基ネットの仕様に合わせて送信できる こと。 日本人氏名の振り仮名については拗音及び促音が区別できること。	標準仕様書上の修正はなし	業務精度の向上	既存住基システム改造仕様書（インターフェース編）【暫定版8】第7.28版 2.1.共通仕様 2.1.1 項目編集規則 (4) 氏名型（氏名ふりがな含む） (b) 氏名の設定方法について (イ) 外国人住民の場合 では、 ・字氏名および通称には可能な限り、ぶりがなを設定する。また、アルファベット氏名にはぶりがなの設定は任意とする。 となっているため外国人の振り仮名のCS送信、連携は任意となっています。標準仕様書を矛盾が生じていたため、任意ではなく必須とするようインターフェース仕様書の記載変更を求める。 また既存住基システム改造仕様書（インターフェース編）【暫定版8】第7.28版にCSへの送信時の仕様が記載されているが 6.3 氏名ふりがな項目における清音化処理について 6.3.2 ふりがなに設定可能な文字について を見ると ・「う」は「う」と「」の2文字を使用して設定する以外に、「ば」行に変換（変換例については表6-12を参照して設定することが可能。 とカタカナ上の一文字を二文字にしたり、各自治体で異なる変換することが許容されている。 9-2通知等、市町村を跨ぐ住基ネットを介した連携時に変換仕様の差異により不整合が生じてしま。 振り仮名の法制化のタイミングでこちらの清音化処理の見直しを実施し、住基ネット上の振り仮名をカタカナにする等の対応が必要になると考えられるためご対応いただきたい。	対応なし	市町村間の通知や本人確認情報登録の際の振り仮名の連携仕様の詳細（カタカナ、ひらがな等）については、現在検討を行っているところであり、その内容については改造仕様等で周知する予定。	

No	意見詳細										最終方針	
	対象資料					修正前		修正後		修正案、ご意見の理由		
	資料名	対象章	項目①	項目②	項目③				区分	理由	対応	理由
95			1.1住民データ	1.1.18振り仮名・フリガナ	なお、日本人氏名の振り仮名フリガナ、旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナについて は、カタカナで管理することとし、CSへの送信の際は住基ネットの仕様に合わせて送信できる こと。 日本人氏名の振り仮名については拗音及び促音が区別できること。	標準仕様書上の修正はなし		業務精度の向上	住基ネットの仕様の振り仮名はカタカナではなく、平仮名であるため住基及び戸籍の附票の標準仕様書の仕様に合わせCS、住基ネットに関連した氏名の振り仮名は全てカタカナとするよう仕様変更を求める。		対応なし	市町村間の通知や本人確認情報登録の際の振り仮名の連携仕様の詳細（カタカナ、ひらがな等）については、現在検討を行っているところであり、その内容については改造仕様書等で周知する予定。
128	住民記録システム標準仕様書_諸元表	共通項目	-	-	-	・（日本人）氏又は名のいずれかが公証されていない場合、「〔〇空欄〕」と記載すること	・（日本人）氏又は名のいずれかが公証されていない場合、「〔〇空欄〕」と記載すること。〔〇空欄〕を記載する場合、全角5桁として読み替え、桁数最大5桁の規定に適用されること	業務精度の向上	【〔〇空欄〕】と記載する場合、これを含めて20文字かどうかの記載がなく、最大文字数の判定が不明確なため。		対応なし	当該機能については対応なし。 【〔〇空欄〕】が5桁であることは明らかであるため記載なし。